

令和 1 事業年度業務監査結果についての所見

令和 2 年 3 月 3 0 日

〔総合所見〕

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は厚生労働大臣から指示のあった機構の第 4 期中期目標を達成するため、機構が定めた第 4 期中期計画（以下「中期計画」という。）に基づき、令和 1 事業年度計画（以下「年度計画」という。）を策定し、その事業（業務）を実施したところであり、その業務実施状況について業務監査を行った。

加入促進対策の効果的な実施活動については、令和 2 年 1 月末現在における被共済者加入実績数からの推計による加入目標数の達成状況は、中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業は、目標数の達成が予想されるが、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業は就業者数の減少による影響、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業は従来からの林業従事者の減少により目標数の達成が困難なことが予想される。

確実な退職金支給のための取り組みについては、退職金未請求者に対しての効果的な請求依頼や過去 3 年間共済手帳の更新のない被共済者（以下、「長期未更新者」という。）に対しての現況調査等による手帳更新依頼及び退職金請求依頼を実施し、併せて各事業においては新たに追加の取り組みを行うなど、退職金未請求者及び長期未更新者縮減のための取り組みが着実に実施されていることを確認した。

また、新たな退職金未請求者及び長期未更新者の発生を抑制するため、新規及び追加加入の被共済者に対して退職金共済制度へ加入したことを知らせる加入通知や加入状況のお知らせを発行するとともに、退職時・手帳更新時における被共済者の住所を把握する取り組みを継続して実施するなど、機構全体として退職金未請求者及び長期未更新者の縮減対策が着実に行われていることが認められる。

財産形成促進事業においては、財産形成促進制度（以下「財形制度」という。）周知のため昨年引き続き外部専門家を活用した広報及び効果検証等各種の取り組みを行うなど、積極的な広報活動が図られていることが認められる。

また、雇用促進融資事業においては、雇用促進融資の債権管理について金融

機関等との連携を密にし、適切な管理を行ったことを確認した。

業務運営の効率化については機構が定めた「調達等合理化計画」に基づき公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現したほか人件費の削減を図るなど、事業全般にわたる効率的な業務運営に努め制度の安定に寄与したことが認められる。

その他業務運営に関する事項の主なものとして、業務方法書に定める規定を適時適切に見直すとともに、機構のガバナンスの強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会、情報セキュリティに係る規定等を審議する情報セキュリティ委員会、外部有識者3名を委員に迎え情報セキュリティ施策に関する現状・計画を審議する情報セキュリティ有識者委員会、機構内のシステム化案件の一元的管理を行うシステム化委員会、機構が抱えるリスクの現状と課題を検討するリスク管理・コンプライアンス委員会等の開催により内部統制の強化が着実に実行されていることを確認した。

情報セキュリティ対策については、サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、各種規定の整備やインシデント手順書等を見直し、整備するとともにサイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築が図られており、また、ヒューマンエラー対策については、まだ意識の浸透や体制構築がし切れていない面もみられるものの、総じて情報セキュリティ対策が図られていることを確認した。

以上のことから、清退共・林退共事業の加入目標数の達成状況については、それぞれの業界における就業者数の減少に課題を残すものの、令和1事業年度において機構は概ね所期の成果を収めたものと認める。

〔総務部〕

効率的な業務実施体制の確立については、法人の長を中心とした業務の効率的・効果的な見直しを検討し、管理体制の強化が着実に実施されていることを確認した。

内部統制の強化については、毎月開催の理事会や年3回業務運営・推進会議を開催し中期計画・年度計画の進行管理が行われており、各種政策・計画の進捗状況をモニタリングしPDCAサイクルを適切に機能させるなど対応が図ら

れていることを確認した。また、機構のガバナンスの強化策の一環として設置された厚生労働大臣任命の資産運用委員会、情報セキュリティに係る規定等を審議する情報セキュリティ委員会、外部有識者3名を委員に迎え情報セキュリティ施策に関する現状・計画を審議する情報セキュリティ有識者委員会、機構内のシステム化案件の一元的管理を行うシステム化委員会、機構が抱えるリスクの現状と課題を検討するリスク管理・コンプライアンス委員会等の開催により内部統制の強化が着実に実行されていることを確認した。

法令等の遵守については、業務方法書、組織規程、会計規程等が適宜改正され、内部統制やリスク管理の強化、監事機能の強化等による法人内部のガバナンス強化が図られており、現状においても法令等が遵守されていることを確認した。

情報セキュリティ対策の強化については、情報セキュリティ対策のための統一基準を踏まえた各種規定の整備を行い、インシデント手順書の見直しや整備をするとともに、サイバー攻撃等の脅威に対し強固なシステム環境の構築、加えてヒューマンエラー対策として職員研修や訓練を実施したことを確認した。

さらに、事業継続性を強化するため、災害やサイバー攻撃等によるシステム停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ体制の整備及び対応マニュアルの整備など対策を講じたことを確認した。

人件費の給付水準については、平成30年度における機構の対国家公務員指数（年齢のみで比較）は114.7と国家公務員を上回っている。一方、国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、機構の職員の勤務地域は全員が東京都特別区であることから地域、学歴勘案で比較すると、年齢・地域勘案の対国家公務員指数では101.5、年齢・地域・学歴勘案では101.7と国家公務員よりやや高くなっている。

また、総人件費については、平成30年度は前年度と比較して1.1%減少しており、人件費改革の取り組みの基準年度である平成17年度の人件費と比較すると、平成30年度は19.8%の削減がなされたことは高く評価できる。

入札及び契約の適正な実施については、四半期毎の業務監査及び契約監視委員会において点検・見直しを行い、随意契約の適正化が図られていることを確認した。

また、一者応札・一者応募については、入札辞退者に辞退理由届けの提出を求め、要因の分析を行うなどして入札応募要件の緩和や公告期間の拡大など随

時見直しを実施したことを確認した。

〔システム管理部〕

電算機による共済契約者及び被共済者等に係る業務処理については、処理が確実になされており、ハードウェアの障害発生に対する措置及び本部内LANへの支援についても適切に行われていることを確認した。

災害時における事業継続性の強化については、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータの破損等に備えてシステム及び業務データをバックアップし外部倉庫に保管し、中退共システムの退職金等振込データについては、遠隔地（西日本地域）にデータを転送して保管するシステムにより業務継続の確保がなされていることを確認した。

情報セキュリティ対策の強化については、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の24時間体制によるサイバー攻撃等の不審な通信の横断的な監視等を行っているほか、情報系サーバについては月1回のセキュリティソフトの更新、端末については週1回のセキュリティソフトの更新とウイルススキャンを実施するなど、予防対策を定期的実施し特段問題が生じていないことを確認した。

また、機構で保有する業務系・情報系PC及び業務系・情報系USB、その他関連電子媒体の保有台数の管理を行い、インシデント発生時において確実に対応できる体制を確立していることを確認した。

中退共事業における中退共システム再構築については、プロジェクトの基本構想策定作業ほかシステム再構築の基本方針をまとめ、新システムの要件定義を行う委託業者の選定準備を行うとともに、ドキュメント整備に向けた作業が滞りなく進められていることを確認した。

〔資産運用部〕

中退共、建退共、清退共及び林退共事業について、「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本とした運用が実施されていることを確認した。中期的に維持されるべき基本ポートフォリオの定例検証については、策定時の諸条件が大きく変化しかた否かの観点から検証が実施され、その結果を受けた対応

方針について、外部有識者委員による「資産運用委員会」において審議、了承されたことを確認した。

また、スチュワードシップ活動に関する状況として、理事長が生命保険会社、信託銀行、証券会社等資産運用機関の親会社のトップと面談し、機構の機関投資家としての立場やガバナンス強化の取り組みについて説明し、各社のガバナンス体制や資産運用業務の運営方針、スチュワードシップ活動への取り組み方針等について意見交換を行い、公的機関のアセットオーナーとして適切に対応していることを確認した。

さらに、中退共事業においては、「資産運用委員会」での審議を受けつつ、「資産運用の基本方針」に沿った運用を確実に行うと共に、昨年から引き続き各資産においてベンチマーク収益率を確保するためアクティブ運用委託機関の構成の見直しを行い、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式について選定及び資産の移管が終了したことを確認した。

〔中退共事業本部〕

確実な退職金支給のための取り組みについては、新たな未請求退職金の発生を抑制するために、被共済者に対して中退共事業に加入していることの認識を深めることを目的として、新たな加入被共済者宛に事業主を通じて「加入通知書」を発行したことに加え、既加入の被共済者に対しては年1回事業所宛に送付している「加入状況のお知らせ」を事業主を通じ配布することにより制度加入の周知を図っていることを確認した。

また、退職届に退職者の住所情報の記載がなかった事業所に未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき直接未請求者に対して請求手続きの要請を引き続き実施したことを確認した。

さらに、被共済者が所属する事業所が加入しているか否かを調べることを可能とするため、中退共に加入している事業所名をホームページに掲載しており、令和1年度においても入手した加入事業所データの追加更新を順次行っていることを確認した。

そうした中、脱退から3年経過後の未請求者数の比率を1.3%以下とする目標に対し未請求率1.70%（令和2年1月末現在）であり、当該年度末には目標水準を達成することは困難であることが予想される。また、未請求退職金額の割合については0.4%以下とする目標については、未請求の退職金額の割合0.50%（令和2年1月末現在）であり、当該年度末には目標数を達成することが予想される。

なお、従来から未請求となっている被共済者へアンケートを実施してその要因の分析を進めており、今後その結果を未請求者の縮減対策に活用することが期待される。

サービスの向上については、業務処理の改善・見直しを行い、事務処理の簡素化・迅速化を図っており、退職金給付に当たり厳正な審査を実施するとともに、退職金等請求書受付から支払いまでの退職金給付に係る処理期間（18業務日以内）について、その期間が遵守されていることを確認した。

加入促進対策については、令和1年度の加入目標数337,000人（被共済者）に対し、達成率は99.1%（令和2年1月末現在）であり、当該年度末には加入目標数を達成することが予想される。

目標数達成に向けて、未加入事業所を対象とした制度説明会の開催や未加入事業所訪問、既加入事業所に対する追加加入勧奨、関係機関や事業主団体などへの協力依頼、各種会議等における加入勧奨などを着実に実施すると共にその成果を点検したほか、加入促進強化月間に合わせ複数のメディアによる集中広報活動を実施し、メディア別の効果測定を行い今後の広報活動に活用するための分析を行うなど施策の有効性・効率性改善に努めていることを確認した。

また、既加入事業主を対象とした「退職金制度の実態に関する調査」を実施し加入動向の把握に努めるなど、中退共事業の安定に大きく寄与すると認められる。

災害時における事業継続性の強化については、災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータの破損等に備えて退職金振込データについて、遠隔地（西日本地域）にデータを転送して保管するシステムにより事業継続の確保がなされており、定期的な運用テストにより改善点の検討やマニュアルを作成するなど事業継続性の強化が行われていることを確認した。

〔建退共事業本部〕

確実な退職金支給のための取り組みについては、新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し直接本人に建退共制度に加入した旨の通知を行い、その把握した住所情報をデータベース化するとともに、直近の住所把握のため手帳更新申請書に住所欄を設け把握した住所情報のデータベース化を行ったことを確認した。

また、長期未更新者に対して現況調査を実施するとともに住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、住所が判明した被共済者に対しては退職金請求手続等をとるよう要請し、現況調査後更に2年間共済手帳の更新等がなされていない被共済者に対し退職金請求手続等を要請したことを確認した。

さらに、被共済者の年齢・共済手帳の更新時期等を勘案した退職金の請求手続等の要請を実施したほか、長期未更新者の縮減策として令和1年12月から1カ月間、新聞・テレビ・ポスター・動画広告・バナー広告などマスメディアを積極的に活用した広報を実施し、確実な退職金支給のための取り組みが図られていることを確認した。

共済証紙の適正な貼付に向けた取り組みについては、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため過去2年間共済手帳の更新手続をしていない共済契約者に対して、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請したほか、専門誌・広報誌等を通じて共済契約者に対して共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うなど確実な履行確保対策等の具体的措置を講じたことを確認した。

サービスの向上については、業務処理の改善・見直しを行い業務処理の簡素化・迅速化を図っており、退職金給付審査については厳正な審査を実施し、退職金請求書受付から支払いまでの退職金給付に係る処理期間（22業務日以内）については、その期間が遵守されていることを確認した。

加入促進対策については、令和1年度の加入目標数111,000人（被共済者）に対し達成率は85.8%（令和2年1月末現在）となっており、当該年度末には加入目標数を達成することが予想される。

業務の電子化に関する取り組みについては、建退共制度における掛金納付方式に係る事務の煩雑さの軽減等を図ることを目的として、令和2年度末までに電子申請方式を導入することとし、システムの調達に着手したことを確認した。

〔清退共・林退共事業本部〕

確実な退職金支給のための取り組みについては、新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し直接本人に清退共・林退共制度に加入した旨の通知を行い、その把握した住所情報をデータベース化するとともに直近の住所把握のため手

帳更新申請書に住所欄を設け、把握した住所情報のデータベース化を行ったことを確認した。

また、長期未更新者に対して現況調査を実施するとともに、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、住所が判明した被共済者に対しては退職金請求手続等をとるよう要請したことを確認した。

サービスの向上については、業務処理の改善・見直しを行い業務処理の簡素化・迅速化を図っており、退職金給付審査については厳正な審査を実施し退職金請求書受付から支払いまでの退職金給付に係る処理期間（22業務日以内）については、その期間が遵守されていることを確認した。

加入促進対策については、清退共事業は令和1年度の加入目標数120人（被共済者）に対し達成率は70.0%（令和2年1月末現在）であり、就業者数の減少による影響により当該年度末には加入目標数達成は困難なことが予想される。

また、林退共事業においては同目標数1,900人に対し達成率は67.9%（同上）であり、従来からの林業従事者の減少により加入目標数達成は困難なことが予想される。

〔勤労者財産形成事業本部〕

融資業務の着実な実施については、審査の妥当性確保と迅速な審査処理の維持を図るため、外部専門家による職員研修を専門的なものへと深めていくため、レベルアップしたテーマ・内容の研修を実施するとともに、厚生労働省及び関係機関との連携を図りながら、適正な貸付金利の設定を行っていることを確認した。また、新規貸付を実行した転貸勤労者にアンケートを実施し、回答者の9割程度から満足度を得る一方、満足していない意見については改善のための施策を検討するなど、サービスの向上に努めていることを確認した。

貸付決定に当たっては、貸付決定までの審査処理期間について令和2年2月末において平均4.03日であり、目標の5業務日以内に全てについて貸付を決定したことを確認した。

退職金共済事業との連携した周知については、中退共の未加入事業主に対する制度説明会等において財形制度の説明と資料配布を行っており、その他の広

報活動としては「中退共だより」ほか、中退共・建退共と連携し業界誌に財形制度の広告掲載を行ったことを確認した。

さらに、建退共の各都道府県支部に資料を送付し配置したほか、各都道府県労働局主催のセミナー等において財形制度に併せて中退共制度についても説明を行ったことを確認した。

また、財形制度周知のための取り組みとして、制度ポスターの作成、配布及びマスメディアの活用、さらに制度を分かりやすく紹介する動画等を交えた特設サイト開設などの施策をパッケージで集中的に実施するキャンペーンスタイルの広報施策を4年連続で実施、その結果を翌年の実施方法改善に繋げるなど情報提供の質の向上に努めており、積極的な広報活動の実施を確認した。

債権管理については、財形融資、雇用促進融資ともに金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集と現状把握による債権の適切な管理を行ったことを確認した。また、雇用促進融資のリスク管理債権については、適切な対応や必要に応じた法的措置の実施による債権の回収・処理に努めたことを確認した。

〔監査室〕

監査室においては、「令和1年度内部監査計画」の策定及び同計画に基づく内部監査を実施したことを確認した。

また、昨年に引き続き機構で保有する業務系・情報系PC及び業務系・情報系USB、その他関連電子媒体の保有台数を漏れが無いよう実数確認し、システム部門で管理している管理台帳と照合・整理することにより、インシデント発生時において確実に対応できる体制を確立していることを確認した。